

移動等円滑化取組報告書（船舶）

（令和7年度）

住 所 大阪府大阪市北区中之島1丁目3番20号

事業者名 大阪市
代表者名 大阪市長 横山 英幸

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 船舶を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる船舶	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
新造船	・更新する際には、バリアフリー基準に適合した船舶とする。	

② 船舶を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
設備を用いた役務の提供	・車いす利用者の円滑な乗降のため、浮き台船に渡り板等を仮設置するなどの役務の提供を行った。	継続実施中

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降の介助や誘導などの支援を行う職員の配置	・従来より乗組員は乗船、下船時の移動経路上で、乗降者の誘導案内を行っており、高齢者や障害者等、介助や誘導等の支援を必要とする利用者に対しては常に付き添いし、円滑な乗降に務めた。	継続実施中

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	・乗降補助サービスの依頼を事前連絡するための連絡先を各渡船施設内に掲示し、取組みの周知を行った。	継続実施中

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
安全教育の実施	・すべての乗組員に対して、安全運航に必要な知識・技能の向上や利用者への対応などを含めた研修を年2回実施した。	継続実施中

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての船舶の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
各施設への掲出による案内	・乗降補助サービスの案内を各渡船場施設内に掲示し周知を図った。 ・高齢者や障害者等の利用者には、常に声掛けを行うなど、安全、安心にご利用いただけるよう啓発活動を行った。 ・2024年度から計画的に実施している洋式トイレへの改修は計画通り実施した。	継続実施中

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・利用者から寄せられる意見を、全渡船場で共有するとともに、取組みの改善に活用した。

(3) 報告書の公表方法

・大阪市のホームページにて公開

(4) その他

--

Ⅱ 船舶の移動等円滑化の達成状況（船舶ごとに記入）

（令和８年３月３１日現在）

船名	船舶番号	船種	総トン数	旅客定員	建造年月日	就航航路	供用開始年月	公共交通移動等円滑化基準令適合の有無	乗降用設備への対応	基準適合客席の設置数	車椅子スペースの設置数	乗降口と客席との間の経路の対応
			総トン		年 月 日	港～ 港間	年月			席		
桜	25052670	旅客船	18.00	80	2007年3月19日	港区 此花区 築港 桜島	H19.3		免除	免除	1	
海 桜	25031737	旅客船	18.00	80	1992年11月27日	港区 此花区 築港 桜島	H4.11		－			
はまかぜ	25057754	旅客船	12.00	70	2016年3月24日	大正区 大正区 北恩加島 鶴町	H28.3		免除	免除	1	
きよかぜ	25048508	旅客船	4.90	46	2002年3月22日	大正区 港区 泉尾 福崎	H14.3		－			
すずかぜ	25037365	旅客船	4.90	46	1997年3月27日	大正区 港区 泉尾 福崎	H9.3		－			
ふなづる	25029045	旅客船	4.90	46	1993年9月6日	大正区 大正区 鶴町 船町	H5.9		－			
しおかぜ	25045026	旅客船	4.90	46	2000年3月23日	大正区 大正区 鶴町 船町	H12.3		－			
北 斗	25021374	旅客船	4.90	46	1990年10月18日	大正区 西成区 千島 北津守	H2.10		－			
福崎丸	25015992	旅客船	4.90	46	1989年1月12日	大正区 西成区 千島 北津守	H1.1		－			
みどり丸	25017926	旅客船	4.90	46	1989年8月31日	大正区 西成区 平尾 津守	H1.8		－			
さざなみ	25034188	旅客船	4.90	46	1996年3月28日	大正区 西成区 平尾 津守	H8.3		－			
はるかぜ	25051925	旅客船	5.70	62	2006年3月16日	大正区 西成区 南恩加島 南津守	H18.3		免除	免除	1	
ちづる	25051235	旅客船	5.80	62	2005年3月25日	大正区 西成区 南恩加島 南津守	H17.3		免除	免除	1	
松 丸	25045007	旅客船	12.00	46	2000年3月24日	大正区 住之江区 船町 平林	H12.3		－		1	
(合 計) 計 隻								隻	隻	席	5隻	隻

客席と船内旅客用設備との間の経路の対応	便所への対応	食堂への対応	売店への対応	遊歩甲板への対応	点状ブロックの設置の有無	運航情報提供設備の有無	案内設備の設置の有無
	－	－	－	－		免除	免除
	－	－	－	－			
	－	－	－	－		免除	免除
	－	－	－	－			
	－	－	－	－			
	－	－	－	－			
	－	－	－	－			
	－	－	－	－			
	－	－	－	－			
	－	－	－	－			
	－	－	－	－			
	－	－	－	－			
	－	－	－	－		免除	免除
	－	－	－	－		免除	免除
	－	－	－	－			
隻	隻	隻	隻	隻	隻	隻	隻

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	-
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第10号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該船舶が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

2. 乗降用設備への対応の欄には、当該船舶に乗降用設備が設置されていない場合は一印を、乗降用設備が設置されており、かつ、障害者対応型乗降用設備（公共交通移動等円滑化基準省令第47条の基準に適合する乗降用設備をいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型乗降用設備が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 基準適合客席の設置数の欄には、当該船舶に設置された基準適合客席（公共交通移動等円滑化基準省令第49条第1項又は第2項の基準に適合する客席をいう。以下同じ。）の設置数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
4. 車椅子スペースの設置数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第50条の規定により設けられた車椅子スペースの設置数を記入すること。
5. 乗降口と客席との間の経路の対応の欄には、船舶の乗降口と客席との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第48条、第51条第1項及び第3項、第52条並びに第53条第1項から第5項までの全ての基準に適合する場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
6. 客席と船内旅客用設備との間の経路の対応の欄には、客席と公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項の船内旅客用設備との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項及び第3項、第52条並びに第53条第6項及び第7項の基準に適合する場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
7. 便所への対応の欄には、当該船舶に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所（公共交通移動等円滑化基準省令第54条の基準に適合するものをいう。以下この様式及び第22号様式において同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
8. 食堂への対応の欄には、当該船舶に食堂が設置されていない場合は一印を、食堂が設置されており、かつ、障害者対応型食堂（公共交通移動等円滑化基準省令第55条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型食堂が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
9. 売店への対応の欄には、当該船舶に売店が設置されていない場合は一印を、売店が設置されており、かつ、障害者対応型売店（公共交通移動等円滑化基準省令第56条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型売店が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
10. 遊歩甲板への対応の欄には、当該船舶に公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項の遊歩甲板（以下「遊歩甲板」という。）が設置されていない場合は一印を、遊歩甲板が設置されており、かつ、障害者対応型遊歩甲板（公共交通移動等円滑化基準省令第57条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型遊歩甲板が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
11. 点状ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第58条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 運航情報提供設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第59条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第60条に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 2から13までについては、公共交通移動等円滑化基準省令第61条第2項の認定を受けていることにより基準への適用が除外されているものには「免除」と記入すること。
15. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
16. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
17. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。